

## 設立翌年度（令和2年度） 事業計画書

特定非営利活動法人

尼崎市マンション管理組合ネットワーク

### 1. 基本方針

法人設立を機に、これまで行ってきた事業を通じて培ってきたさまざまなネットワークを活用して、マンション管理・運営に関する諸問題を解決すべく各種事業を展開するとともに、それぞれの事業の実施体制を確立して行く。

### 2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容	実施月 実施回数	実施場所	対象者	支出見込 (千円)
(1) マンション管理・運営等に関する情報提供・交換・交流会及び相談支援の事業	管理組合交流会 (情報提供) (情報相談)	R2年7月 R2年11月 R3年3月 3回	尼崎市女性センタートレピエ（予定）	マンション管理組合や市民 60人	40
	おしゃべり会 (情報交換) (情報相談)	R2年9月 R3年1月 2回	尼崎市女性センタートレピエ（予定）	マンション管理組合や市民 30人	13
	勉強会 (情報提供)	未定 1回	地区会館	マンション管理組合や市民 30人	5
(2) マンション管理・運営等に関する研修、研究、調査の事業	アンケート調査 (調査)	R2年7月 R2年9月 R2年11月 R3年1月 R3年3月 5回	事務局	マンション管理組合や市民 90人	5
	見学会 (研修)	未定 1回	大規模改修工事実施マンション等	マンション管理組合や市民 20人	20
(3) マンション管理・運営等に関する資料収集とデータ管理及び広報等の事業	資料収集と管理	随時	事務局	会員	6
	広報の発行	R2年4月 R2年6月 R2年10月 R3年1月 4回		会員、一般	4

(4)マンション 建替え等に関 する事業	尼崎市主催セ ミナー支援	R2年6月 R2年9月 R3年1月 3回	トレピエ、他	マンション管 理組合や市民 60人	3
	防災未来祭の 開催	未定 1回	対象マンション	マンション管 理組合や市民 60人	20
(5)その他本定 款第3条の目 的を達成する ために必要な 事業	定款第5条第1号～第4号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款第3条及び第4条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。				

### 3. 事業実施体制

#### (1) 会議に関する事項

①通常総会 5月

②理事会 1回/2ヶ月 ……6回

#### (2) 事務局体制

事務局長： 山崎 依子      事務局スタッフ：西村 武彦